

午前 11 時 5 分開会

○委員長 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 それでは早速、協議に入ります。

意見書についてを議題といたします。

まず、意見書提出を求める請願について、事務局より説明願います。

○議事課長 お手元に配付の資料 1 ページをごらんください。

今回、意見書の提出を求める請願は、1 件で、本会議において、賛成少数で不採択となる見込みでございます。

以上です。

○委員長 ただいまの説明のとおり、全会一致で採択となるものがないので、今回は意見書を提出しないことといたします。

○委員長 次に、所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付の資料 2 ページのとおり、この 3 項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○委員長 次に、本日の本会議の進め方についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

〔議事課長説明〕

○委員長 次に、議長から発言がございます。

○議長 報道機関のほうから本会議を撮影をしないと、テレビ取材の申し込みがありましたので、許可いたしました。御了承ください。

○委員長 では、このとおり本日の会議を進めますので、よろしく願いいたします。

○委員長 次に、自由討議についてを議題といたします。

今任期では初めての自由討議となりますので、運用方法について事務局より説明願います。

○事務局長 ここに御出席の皆さんは既に経験済みで内容も御承知ですが、新人議員さんは初めてとなりますので、御説明をさせていただきます。周知のほう、よろしく願いいたします。

お手元に配付の資料 4 ページをごらんください。

今回、委員会提出議案が提出されましたので、質疑は自由討議をもって行われます。

自由討議につきましては、平成 23 年 3 月 14 日の議運で自己の意見陳述ができるよ

う、平成 23 年 6 月 16 日の議運でその運用方法について四角の枠内のとおり決定されております。①が質疑が一通り終了した議員は、再度の指名をしない。②答弁者は議案の提出議員全員であり、質疑者が答弁者の指名をしても拘束されない。③委員会提出議案にも自由討議を適用する。答弁は、提出者のみならず、委員全員が行える。質疑者が答弁者の指名をしても拘束されないという申し合わせをしております。

なお参考までに、質疑、質問、自由討議の違いをここに掲載いたしました。一番下が会議規則第 60 条になるんですが、これも自由討議が終わらない場合どうするんだということがあって、以前決定したところですが、会議規則第 60 条第 2 項に基づき、「質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる」ということで、参考までに掲載いたしました。

以上です。

○委員長 ただいまの説明で、御承知おき願います。

○委員長 次に、欠席・遅参・早退・中座についてを議題といたします。

議長より説明願います。

○議長 一部議員の方から欠席届について私のほうに話がありました。また、他の議員から、本会議を傍聴されたと思われる市民の方から離席される議員さんが多いとの指摘をうけたとの報告がありました。したがって、この後、事務局から説明させますが、欠席等について再度確認の上、本会議、委員会への出席の励行をお願いいたします。なお、戸辺議員さんにおきましては、事前に定例会期中の欠席届を提出していただいております。その中で体調を考慮しながら出席できる日は出席し、または遅参、早退、中座を認めてほしいとのことでしたので、このような形をとっております。

また、別紙の規律にありますとおり、現在議場へは、議員、執行部、傍聴者も含め、新聞・書籍の閲読、喫煙、飲食、パソコンや録音機器などの電子機器の持ち込みを禁止しています。議長としては、近年の節電などにより、冷暖房の設定温度を変えておりますので、体調管理のため水分補給が必要であります。質問される方と答弁を予定されている方は、離席できませんので、ペットボトルの持ち込みと、2 問目以降、自席で水分補給することを許可したいと思います。それ以外の方は、現状どおり議場外での水分補給をお願いします。

詳細につきましては、事務局より説明いたさせます。

○事務局長 この内容はここに御出席の皆さんは御存知のことですが、一応資料に基づき御説明させていただきます。資料 5 ページをごらんください。

欠席届につきまして、議員につきましては本会議、委員会とも出席できないときはその理由をつけ、当日の会議時刻までに議長、委員長に届け出るという規定をされております。特に本会議には報告をしておりません。委員会につきましては欠席の場合は報告をしております。なお、執行部につきましては先例によりまして、本会議、委員会とも文書で欠席届をいただきまして、本会議並びに委員会で報告する扱いとして

おります。なお、下の枠でございますが、欠席した際には届け出をいただきまして、かつ欠席理由を公表していかどうかを確認させていただきまして、可の場合につきましては、問い合わせがあれば公表するという扱いをさせていただいております。

次に、資料 6 ページをごらんいただきたいと思います。

遅参・早退・中座についてでございます。

議員のほうにつきましては会議規則等には届け出の規定はなく、現状でも特に届け出を行っておりません。執行部につきましては、本会議又は委員会で議案・請願に係る議場出席者が会議を欠席する際は、議長に通知をもらっております。会議で審議に係る場合はその旨も報告をしております。遅参・早退・中座につきましては会議規則上では第 147 条の離席に該当いたしまして「議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない」と規定されております。(3)でございます。委員会の出席確認の連絡ということで、現在行っていることでございますが、委員会の開催予定時刻 5 分前までに議会事務局で登庁の確認ができない場合は、携帯電話等へ電話をさせていただいております。なお、私どものほうから電話をしましても車運転中等の場合は電話に出るのは難しいと思いますので、安全な場所等に停車してから事務局へ御連絡をいただければと思います。

次に、資料 7 ページをごらんください。

参考までに他市の議員の欠席届等について確認しましたところ、柏市と同様の取り扱いをしておりますのが、松戸市、野田市でございます。我孫子市、浦安市、流山市、鎌ヶ谷市、市川市につきましては、遅参、早退の届け出を義務付けしております、市川市におきましては中座についても届け出をしているというのが現状だそうでございます。これは参考資料でございます。

次に、別紙の資料をごらんいただきたいのですが、会議規則、傍聴規則、先例等で議場での規律について規定してあるものを抜粋したものでございます。議長からもございましたように会議規則では喫煙、新聞又は書籍の閲読、それと申し合わせでパソコン、録音装置等の電子機器、現行ではタブレットが入るかと思っております。携帯電話については特に議論しておりませんので持ち込みされております。ということで電子機器等の持ち込みは認めないということを議会運営委員会で決定をしております。また、傍聴規則では飲食、喫煙をしてはいけないということで、ガムも含めましてこちらのほうにはそういう形をとっております。この規定は議員さんには明文規定はないんですが、長い柏市の先例といいますか事例の中で、傍聴者にもそういう規定があるということで、議員さんには喫煙にあわせまして飲食のほうも厳禁という形でしております。議長のほうからもありましたように、昨今、節電があるため、資産管理課に確認しましたら、原則 28 度で冷房を入れるということでした。ただある議員の方から、温度だけでやっている湿度との関係もあり、熱中症になるのではないかとというような御指摘もありましたので議長と相談させていただきまして、今後は離席のできない質問をしている方、答弁をする予定の方につきましては、ペットボトルの持ち込み、1 問目は登壇するので水を置いておりますので、2 問目以降の自席での水分補給を認

めてはどうかというような内容でございます。

以上です。

○委員長 ただいまの説明にもありましたとおり、再度、御確認いただき、御注意願います。なお、資料6ページの3の委員会の出席確認については、今までも行っているところですが、資料のとおり行うことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

では、そのように事務局お願いいたします。

次に、ペットボトルの持ち込みについては、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小島 あと、のど飴なんかはどうするの。

○事務局長 今までの解釈では、健康のための仁丹とかは許可するということが長いことお話ししていましたので、その辺はちょっと目立たないように。インターネットで結構写りますので……。

○小島 ガムとか噛んでいればわかるけどね、のど飴、どうしてもものがあれのときさ、のど飴なめるときあるでしょうよ。

○事務局長 それは自己の判断でお願いします。

○委員長 その辺は良識のほうで。

○渡部 議員の遅参、早退、中座なんですけども、これについて提案があったということは、これを柏の議会でもきちんとルールを作りましょうということでの提案なんですか。そうではなくってこれは参考までに出しているってとらえ方なんですか。柏市は今までと同様にしますよと。これをきちんとやはり届け出を出したり、理由をきちんと事務局に言うなり、やっぱりいろんな事情で中座するときとか、あるいは早退するときというのは出てくるんじゃないかと思うんですね。その場合、きちんと理由を明確にしなきゃいけないんじゃないかと思うので、これは参考で出されていますけども、柏の議会としてもきちんとしたルールというものを今後作っていく必要があるんじゃないかと思うんですね。ただこれ今、突然出されたんでそれぞれ会派に持ち帰ったりする必要があるかなと思うので、これはぜひ市議会としてどうしようかということは、今後の検討の中に加えていただきたいなというふうにはちょっと思います。

○委員長 ほかに御意見はありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）今のこのことに関しては、非常に貴重な意見も提案されました。ただ良識の程度で一応今まで運用されていたということですので、再度確認していただきたいということで、現状では一応これを確認するということがよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは特に、今後は質問者と答弁者は2問目以降、自席での水分補給を許可することといたします。

○委員長 次に、平成25年第3回定例会についてを議題といたします。

会期日程案について、議長より説明願います。

○議長 第3回定例会については、9月6日金曜日に招集が予定されております。

会期はお手元の資料8ページのとおり、9月6日から30日までの25日間とする案を御用意させていただきました。

このような日程案になりますが、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、会期日程については、いかがいたしますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、次期定例会の会期は、9月6日から30日までの25日間と決しました。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時23分閉会